

「ポスト冷戦期における民主的国民国家の安全保障論－主権と公共性への脅威を対象とした枠組み構築の試み」要旨

遠藤 哲也

本論考では、安全保障論のアジェンダが拡大する傾向の中での、その学術的統合性の維持ということを基調に、冷戦後世界の安全保障環境を反映することも念頭におきつつ、民主的国民国家の安全保障について検討した。

議論の背景となる現代の国際安全保障環境の検討を行った第一章においては、冷戦中に徐々に現れてきた安全保障アジェンダの拡大傾向が、ポスト冷戦期に入ってから後は、注目を集めるアジェンダが比較的短期間で変転したり、厳密には地域性の高いアジェンダが、グローバルな視座や価値観において対象化・提唱されるという傾向ともあいまって、急拡大の様相を見せてきたことを述べた。

また、冷戦終結後のグローバル化は、必然的進歩というよりは、政治的变化によって発生したものであって、必ずしも不可逆であるという根拠は無いとの視点をショーの見解に基づきながら示した上で、西洋における自由資本主義・民主主義の勝利という認識と価値観の普遍性への自信の強化、資本主義の世界的浸透・席卷、軍事の後退と非軍事的手法採用の拡大、冷戦的な二項対立の世界観の旧式化、国際アクターの多元化、通信・交通の発達と人口移動の容易化、それに伴う諸問題の発生、ITの普及に関わる問題の拡大傾向、国民国家の崩れの拡大、社会関係における官・民や軍事・民事の線引きの曖昧化、宣伝や大衆操作手法使用の拡大と真実の判断の困難性増大、大敵の喪失と非国家武装主体の安全保障化、主権国家の地位の回復と退潮の二方向化、といった事柄を、ポスト冷戦期の国際安全保障環境の特徴として列挙した。

第二章では、安全保障アジェンダの拡大傾向の中での代表的な語句と言える「非伝統的安全保障」をとりあげて、その構成内容を分析し、その分野としての批判的安全保障論、人間の安全保障論について、一定の意義を認めつつ批判した上で、安全保障論の学術的積み上げの延長上での研究として位置付け難く、より適切で累積も多い他学問で行われるべきと考えられるアジェンダについては、そちらに戻すなどの脱・安全保障化を行うことを提案した。

また、今日においても、安全保障の実施の主体は主権国家であるとした上で、今日の国際関係を規定している民主主義制度・理念をはじめとする諸制度・諸規範は、実の所、諸国家が国民国家であることを前提していることを論じ、国民国家における安全保障の本質的な客体はその主権と独自公共性であるとした。その作業を経て、伝統的な安全保障論の学術的累積上に出来るだけ集約されるとともに、今日の安全保障環境に鑑みて、そのアジェンダとして含まれるべきと考える事柄を、国境内に向けて主権を侵害してくる軍事的・非軍事的な脅威、国境外の事案ながら国民国家の責務ならびに主権の維持上、対処しなければならない自国民への脅威、そして、独自公共性の保護という点から対処すべき脅威と

という観点から、「軍事」「対・非軍事的有害行為」「在外邦人」「社会」の四つのセクターとして類型化を行った。

第三章では、前章での議論を踏まえて、伝統的に国家の主権維持、すなわち国家安全保障にとっての最大関心事であった「軍事」とは何であるかという考察を行い、軍事安全保障セクターの対象となる「中核的軍事」と、軍政、内政・外交・国際関係、国土上の治安、水上・洋上治安、国境警備、軍事諜報・防諜、国際安全保障活動、在外自国民救援、平時報復、軍事的調達・技術開発、社会インフラの利用可能性・防護・抗堪性、医療・消防・建設・民間防衛、宣伝・教育といった軍事の周辺領域に区分して検討を行った。

第四章では、ポスト冷戦期の安全保障環境下で次第に顕著化していると思われる非軍事的手法の利用、それによる主権への脅威について、その特徴を、脅威だと気づきにくい「ステルス」、国家によるのか民間の行為なのかかわかりにくい「デュアル」、そして、今までにない手法の案出・採用という「ニッチ」であるとして論じた。その性格上、こうした非軍事的脅威は全てを列挙できるものではないが、考えられる具体的な脅威の例として以下のように、国家の有力者の操縦、宣伝を通じた悪魔化・不名誉化、他国の自国出身移民コミュニティへの影響力強化・拡大、在外邦人への外国政府による迫害やその示唆による威嚇、他国への資源・食糧輸出停止、環境汚染・汚染物品の意図的・未必の故意的流出、及び、戦略的な他国企業への訴訟・不買運動等、非国家主体の使喚による武力・暴力の使用・代替、相互利得を謳いつつ他国をコントロール可能とする内容を孕んだ協定等の提案、非国家武力自体によるテロ的攻撃……などを挙げた。

第五章では、国家主権の維持としての意味も持つ在外邦人の安全に関する問題を取り上げた。他国領域内における自国民保護という難しい問題への対処法を探るために、この分野において世界で最も大規模な専門組織であると思われる米国の「外交安全保障局」の任務・組織・歴史についての概観を行った上で、在外公館、外交団、在外邦人が危機に瀕した例を日米の事例を中心に検討し、義和団事変、尼港事件、第二次南京事件、1920～30年代の中華国内での一連の排日運動、冷戦期以降の米国大使館や外交団への攻撃事件の幾つかを挙げた。加えて、外交施設・外交団以外に関する事例として、軍や警察機関の特殊部隊が海外に出動することになった1970年代のハイジャック事件、1996年のペルーでの日本大使公邸占拠事件、2012年のアルジェリアでの天然ガス・プラント占拠事件、などにも触れ、さらに、欧州諸国などが実施した1997年のアルバニア暴動や「アラブの春」時に政権崩壊したりビアなどからの自国民救出作戦にも言及し、そのための準備の必要性をも述べている。

第六章では、グローバル化の潮流の中で急拡大している国際人口移動の問題を、国民国家にとっての独自の公共性の保持という社会安全保障の観点から検討している。まず、ポスト冷戦期の安全保障環境を前提にする本論考の主旨に合わせて、当該問題を焦点を絞って論じるべく、既に歴史的に長い居住の歴史を持つ、かつての移住者のエスニック集団や、1960年代頃までの比較的統制されていた人口移動による移民を別の社会文脈にあるものと

して、本章での検討対象から除外した上で、1970～1980年代に徐々に開始され、ポスト冷戦期に本格化して、グローバル化進展とともに次第に激化してきた国際人口移動について、諸専門研究者の論を引きながら、今日的な特徴について検討している。ここでは、カースルズとミラーが挙げた「移民のグローバル化」「移民の加速化」「移民の多様化」「移民の女性化」という現代移民の四つの傾向を引用しつつ、それに「移民行動の組織化」を加えた。続いて、人口移動問題の安全保障化の根拠として、第二章でも論じた国民国家の核となる独自公共性の重要性を、それが個人の人格形成にも大きく関与しているものであることを述べた。到来する移民の人々の大規模流入は、どうしても、ホスト国の公共性から逸脱したり、それを毀損したりしてしまわざるを得ないものであり、それを眼前にするホスト国の人間にとっては、確固としてその国の公共性を身に付けた者にほど大きなフラストレーションを与えるものであろうことをも述べた。人口移動への対応策として、欧州諸国などが採った二つの政策のうち、同化政策も、多文化主義政策も行き詰ったことから、大量で急速な移民流入への対応策が事実上失われていることを指摘し、また、集住しがちな移民が形成するコミュニティに関わる問題、国家による戦略的な移民送出の可能性などにも触れた上で、生物界の自然律としての棲み分けの考え方や、諸国家が独自の特徴を維持しつつ、調和を保っている「コンサート・オブ・ネイションズ」の語に表されるような世界像を提案している。

第七章は、頻繁に非伝統的安全保障課題として挙げられる国際麻薬問題について、この問題の実情について検討しながら、国家的脅威として安全保障化すべきか脱・安全保障化すべきか、という境界例的事項の存在について検討している。脅威としての麻薬を考える時、個人の心身への有害性、また、麻薬依存者による犯罪が挙げられるが、個々人の健康問題や刑事犯罪問題＝安全保障問題ではない。国家の主権か公共性への大きな侵害の有無が問題であるが、かなり麻薬が浸透していると言える欧米諸国は繁栄を続けており、社会に広く相互不信や沈鬱な怠惰が行きわたっているわけでもない。但し、麻薬は利潤が高いため、麻薬生産や大規模流通に関わる組織は潤沢な資金に基づいて、重武装化の進展が可能となるほか、麻薬の多くが農産物を原料とすることから、麻薬生産カルテルは一定範囲の土地支配を行う武装領域主体となり得る。政府による国土の統治が十全に行きわたっていないような国家、とりわけ紛争国においては、麻薬はその生産者自身が交戦団体になり得るほか、潤沢な資金源となることから、広義において安全保障の対象となり得る場合も想定し得る。まさしく麻薬問題は、安全保障化に関してケース・バイ・ケースとなり得る境界例的なアジェンダであると言えようが、今日の民主的国民国家にとって、それは大きく主権や公共性を脅威するものとは言い難いように思われ、脱・安全保障化されてよいように思われると本論考では考えた。

以上のような構成と検討を通じて、国民国家を客体とする安全保障論の体系を浮き彫りにする試みを行ったものである。